

研修

第2回外国人法律相談担当者研修

～就労を目的とする在留資格～

経済のグローバル化と日本における労働者不足を背景に、近年、入管法別表第一の就労資格で在留する外国人は増加傾向にあります。留学生として来日し、大学等を卒業した外国人を採用し、「技術・人文知識・国際業務」で在留させるケース、外国の企業が日本法人を設立し、代表者が「経営・管理」で在留するケース、外国料理店で調理師を「技能」で呼び寄せるケースなど、就労を目的とする在留資格については、外国人本人はもちろん、外国人を受け入れる企業からの相談の需要もあり、実務上の重要性が高い分野です。

その一方で、法務省令により詳細に定められた基準への適合性の立証が必要であり、実務に即した知識が求められることから、申請の実務になじみのない弁護士の多い分野でもあります。

本研修では、就労を目的とする在留資格に精通した講師に、「技術・人文知識・国際業務」「経営・管理」「技能」といった、実務上、重要性の高い在留資格の申請の実務について講義していただきます。また、先般、国会で成立した入管法改正についても、最新の情報をお話いただけることと思います。

本研修は、弁護士会で行っている外国人法律相談の担当者向けの研修ですが、どなたでもご参加いただけます。相談担当者となることを希望される方はもちろんのこと、そうでない方も、多くの皆様のご参加をお待ちしております。

※2020年度の外国人相談担当者選考にあたっては、本研修を含む研修への参加状況が考慮されます。

日 時 2019年3月5日（火）午後6時00分～午後8時00分
場 所 弁護士会館 5階502DEF会議室
講 師 山脇 康嗣 弁護士（第二東京弁護士会）
対 象 弁護士
主 催 東京弁護士会 外国人の権利に関する委員会

（回答書）FAX送信先：03-3581-0865

（担当：東京弁護士会法律相談課 太田宛）

3月5日（火） 外国人法律相談担当者研修 に出席します。

お名前 _____（登録番号： _____）

担当委員会 東京弁護士会 外国人の権利に関する委員会

問い合わせ先 東京弁護士会 法律相談課 太田 TEL：03-3581-2206